

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号 提案事項管理	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1110010	商標出願登録手続の行政書士への開放	弁理士法第75条	弁理士法第75条により、商標登録出願等の工業所有権に関する出願に係る手続の代理については、弁理士の専権業務とされている。	行政書士が商標出願登録手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。	企業の利便性の向上・地域経済の活性化の観点から、行政書士が商標出願登録手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。 商標出願登録手続は弁理士法により弁理士の独占業務であるが、弁理士は全国に約6千名しか登録しておらず、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では、弁理士は既存クライアントの特許出願等で多忙であり、企業は弁理士サービスを受けられず、不便を強いられている。「弁理士過疎地域」では、企業秘密がライバル企業へ漏洩する弁理士の利益相反問題もある。 行政書士は全国に約3万9千名登録しており、全国に満遍なく存在している地域密着の法律専門家であり、許認可申請や契約書作成業務の関与先企業から商標に関する相談を受けることもある。平成18年度から「地域団体商標(地域ブランド)制度」が平成19年度から「小売等役務商標制度」が始まったところでもあり、企業の利便性の向上・地域経済の活性化のため、商標登録の担い手として行政書士を活用すべきである。 商標登録願はA4サイズ1枚の定型のもの、年間約5万件の本人出願が行われており、4分の3程度が登録になっている。行政書士は弁理士試験における論文式試験の選択科目免除者であり、商標法の研修を義務付けることで、商標登録出願手続を扱う適格性を担保できる。	C	-	1. 提案理由について 「企業は弁理士サービスを受けられず不便を強いられている」とされているが、平成19年6月末現在の弁理士登録数は7,200人超であり、年々増加傾向にある。現在、弁理士の存在しない都道府県はなく、弁理士の少ない地域に対しては、日本弁理士会において、全国9地域への弁理士会のアクセスポイントや全国都道府県地域窓口を設置することにより、地域に対するサービスの拡充に努めていると承知している。 また、地域におけるユーザーへのサービスの問題と、行政書士に商標登録出願の手続きを開放するかという問題とは別次元の問題である。 「利益相反問題もある」とされているが、弁理士業務については、守秘義務(弁理士法第30条)や利益相反行為の禁止(同法第31条)の規定が設けられているところであり、指摘のような「企業秘密の漏洩」などの行為を防止する措置が講じられており、また、日本弁理士会においても、毎年開催する倫理研修等を通じて、その啓発に努めていると承知している。 また、利益相反問題と、行政書士に商標登録出願の手続きを開放するかという問題とは別次元の問題である。 「行政書士は地域密着の法律専門家」とあるが、そもそも行政書士は、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする(行政書士法第1条の2)職種であり、法的手続に関する専門性の高い業務は行えないところ。また、各士業は、それぞれの法令に基づく業務範囲を遵守し、適正に業務を行うことが重要と承知している。 商標登録は本人出願が多いとの指摘については、「一般国民」が自ら出願等を行う場合には、専ら当該者の責任の下でそれらの手続を行うのに対し、他者が業として代理する場合に、不特定多数の者から対価を受け取ってそれらの手続を行うという意味において、広く社会に不測の損害を与えることも懸念されることから、これらのケースを同列に論ずることは適切でない。即ち、自己責任で行うことと、代理として責任をもって行うことは別次元である。 地域団体商標と小売等役務商標制度については、日本弁理士会によるセミナーなどの広報活動、日本弁理士会各支部における無料相談の実施や全国都道府県地域窓口の設置を行っており、ユーザーの利便性の向上に努めているところと承知している。				1001060	行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省 経済産業省
1110020	士業派遣の解禁(過疎地域限定) 士業・・・弁理士・外国法律事務所弁理士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務	弁理士法第75条	弁理士法第75条により、弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、弁理士法に規定する弁理士の業務を業とすることができない。 ただし、平成17年10月21日付の構造改革特別区域推進本部決定において、「弁理士法第4条第1項及び第3項に規定する業務のうち同法第75条で規定する業務以外となる、相談に応ずること(いわゆるコンサルティング)に係るものに関し、特許業務法人以外を派遣元とする場合は、労働者派遣を認める」とこととされた。	町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる士業の派遣禁止を解禁すべきである。 現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣法により禁止されている「士業の派遣」を認める	現在、士業派遣は労働者派遣法で規制をされている。 過疎地においては士業不足のため、住民が都市部まで移動がしづらなれ、満足した社会サービスを受けていない。そのため、過疎地においては士業の人材派遣をとおして、過疎地の住民が士業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。	C	-	弁理士を労働者派遣の対象とすることを認めると、派遣業者(派遣元)が、弁理士との間の雇用契約に基づき(指揮命令を通じて、実質的に派遣業者が弁理士業務を取り扱うこととなる。これは弁理士又は特許業務法人でない者が弁理士業務を扱うことを禁止した弁理士法第75条に抵触する。弁理士法に基づき業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)こととされていることから、労働者派遣の対象とはならないものである。 なお、平成17年10月21日付の構造改革特別区域推進本部決定において、「弁理士法第4条第1項及び第3項に規定する業務のうち同法第75条で規定する業務以外となる、相談に応ずること(いわゆるコンサルティング)に係るものに関し、特許業務法人以外を派遣元とする場合には、労働者派遣を認めることとし、平成17年度中に所要の措置を講ずる。当該弁理士の労働者派遣事業については適正に実施されるようコンサルティング業務の範囲の明確化(個別案件に係るものを除外)、守秘及び利益相反行為防止の徹底の措置を講ずる。」とされており、引き続きこの範囲において労働者派遣の対象とすることが可能である。 また、現在、弁理士の存在しない都道府県はなく、弁理士の少ない地域に対しては、日本弁理士会において、全国9地域への弁理士会のアクセスポイントや全国都道府県地域窓口を設置することにより、地域に対するサービスの拡充に努めているところである。				1055070	(株)バソナシャドー キャビネット	13 東京都	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1110030	個人向け発電機の設置の緩和	電気事業法第38条、第48条、第54条 電気事業法施行規則第65条別表第2	電気事業法第38条において、一般電気工作物の定義としては、構内に設置する小出力発電設備であって、その発電に係る電圧が600V以下で構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていない内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力10kW未満のものをいう。	アンモニア水を媒体としたガスタービン発電機(10kW未満)を最大3基、個人、コンビニ、マンション屋上などに設置する場合に、一般用電気工作物として扱うことを可能とする。 また、暖めた水道水、あるいは純水によるアンモニア水の気化発電を行う(温泉水によるアンモニア水の気化は行われている)に際し、規制があれば、その見直しを要望する。	個人開発のアンモニア水を媒体としたガスタービン発電機(10kW未満・メンテナンスフリー)を最大3基、一般用電気工作物として、家庭、コンビニ、マンション等にリースし、低圧電力を提供する。 提案理由: 環境に配慮した発電機により、無公害で安価な電力を提供する事が出来る。 代替措置: メンテナンスフリーの発電機の開発により、主任技術者による保守・点検が不要になった。	C	-	内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力10kW以下、電圧600V以下等の条件を満たすものは、現行法においても一般電気工作物である。 以上の条件を満たさない発電設備は、事業用電気工作物となっているが、この定義を見直し、保安に係る規制の少ない一般電気工作物とするには、当該設備において適切な保安水準の確保が達成できるという具体的な技術的根拠が必要である。 しかし、要望のあった「アンモニア水を媒体としたガスタービン」についてはこの様な根拠が示されていないため、対応できない。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。			個人	29 奈良県	経済産業省	
1110040	LPガス販売事業者による都市ガスの供給	ガス事業法第2条、第3条、第5条、第16条、第17条、第20条	一般ガス事業者が行う導管による大規模なガス供給という事業形態は原則として規模の経済性を有していると考えられ、その二重投資の防止を図ることが国民経済的に望ましいと考えられることから全ての者が自由に営めるものとするのではなく、一定の基準に適合する者のみ、その営業を許可することとしており(法第3条)、一般ガス事業者は供給申込みに応じなければならない供給義務が課せられている(法第16条)。 一般ガス事業者が独占的な立場を利用して契約内容を恣意的に定めたり、ガスの使用者相互間に不当な差別的な取扱いをすることを避けるため予め供給約款を定めることを義務づけ、その設定を国が認可することで、業務の適性かつ公平な遂行を保障している(法第17条、第20条)。	一般ガス事業者の供給区域内において、LPガス販売事業者が一般ガス事業者から卸売を受けた都市ガス(天然ガス13A)を需要家に供給することができるようにする。また、一般ガス事業者からLPガス販売事業者への卸売価格は、供給約款によらない安価な価格とすることができるようにする。	アパート・マンションを中心に、LPガス販売事業者が供給を行っている一般の需要家に対し、LPガス販売事業者による都市ガスの供給を可能とし、現行のLPガスよりも安価な価格で都市ガスを販売することにより、需要家のエネルギーコストを削減できるとともに、LPガス販売事業者の経営基盤の強化による地域活性化を図れ、さらには天然ガスの普及拡大による地球温暖化防止にもつながる。 福井県越前市および敦賀市においては、民間の一般ガス事業者である越前エナライン(株)、敦賀ガス(株)が都市ガスを供給しているが、その供給区域内においてもLPガスの需要家が混在している。さらに近年のオール電化の普及により、都市ガス、LPガスともに需要家数が減少傾向にあり、その影響によるLPガス業界の再編も始まっている。LPガス販売事業者は地元根拠した会社が多く、地域活性化に与える影響も大きい。そこで、一般ガス事業者がLPガス販売事業者に安価に都市ガスを卸売し、それをLPガス販売事業者が供給することにより、両者間の交渉に委ねられており、特段の料金規制はない。 更なる小売自由化の範囲の拡大のあり方については、その対象が家庭等の小規模需要家であり、取引の安定性、公平性、需要家の保安等の確保といった課題があると考え、 なお、本年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」において、本年度より、これまでの自由化範囲の拡大の実施状況を十分に評価を行い、全面自由化の在り方等について、その課題を明らかにすることとされており、ご提案の全面自由化についても、全体的な検討スケジュールの中で、しかるべく判断していくこととなる。	C	-	一般ガス事業者は供給区域内の一般の需要家から供給申込みに応ずるため導管網を整備し安定供給を図るとともに、供給区域内の需要家保護の観点や複数の事業者による二重投資の防止を図ることが国民経済的に望ましいと考えられることから事業許可制に地域独占を与えることにより、その規模の経済性をもって低廉なガス供給を可能としている。 他方で、ガス事業制度においては、平成7年以降、小売自由化範囲の拡大を進めてきており、本年4月からは年間契約ガス使用量10万m3以上の需要家については、一般ガス事業者以外の事業者による供給が可能となっている。また、新規参入事業者が一般ガス事業者からガスの卸供給を受ける際の価格については、従来より事業者間の交渉に委ねられており、特段の料金規制はない。 更なる小売自由化の範囲の拡大のあり方については、その対象が家庭等の小規模需要家であり、取引の安定性、公平性、需要家の保安等の確保といった課題があると考え、 なお、本年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」において、本年度より、これまでの自由化範囲の拡大の実施状況を十分に評価を行い、全面自由化の在り方等について、その課題を明らかにすることとされており、ご提案の全面自由化についても、全体的な検討スケジュールの中で、しかるべく判断していくこととなる。	平成15年4月の総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の報告書において、既存一般ガス事業者の供給区域内の既存簡易ガス事業者が天然ガス利用をする場合の一般ガス事業に係る許可申請については、原則許可するとされているところ、当該提案のようなケースにおいて、既存一般ガス事業者の供給区域内の既存LPガス販売事業者が一般ガス事業に係る許可申請を行った場合は、許可されるのかご教示いただきたい。	いただいた回答は本提案を都市ガスの「更なる小売自由化の範囲の拡大」と捉えているように思われる。そういって一面があることは否めないが、現状においても一般ガスの供給範囲内においてLPガスを販売することは可能であり、都市ガス対LPガス(対オール電化)という形でエネルギー間の全面自由化が既に進んでいる状況である。今回の提案の意図は、LPガス事業者が商品として都市ガスも扱えるようにすることにより、LPガス販売事業者と一般ガス事業者が協力して、既存のLPガス顧客の都市ガス転換を即すものである。以上をふまえて再検討をお願いしたい。			越前エナライン株式会社 敦賀ガス株式会社	18 福井県	経済産業省
1110050	伝統的工芸品指定要件の緩和	伝統的工芸品産業の振興に関する法律	伝統的工芸品の指定を申出できるのは「事業協同組合等」とされている。	現行法で規定されている伝統的工芸品の指定要件について、事業規模が小さく、事業協同組合等の設立が困難な伝統的工芸品が多い地域(市町村)においては、市町村が事業協同組合等と同様に申し出ることを認め、「地域希少伝統工芸品」として包括的に指定を受けることを可能とする。	現行法では指定要件を満たさないが、希少かつ重要な伝統的工芸品を包括的に指定することで、伝統的工芸品全体の振興を図る。 具体的には、伝統的工芸品の指定は個々の工芸品を対象としており、その申し出は事業協同組合等が行うこととなっているが、事業規模が小さい、従事者が少ないなど、事業協同組合等の設立が困難なために地域にとって重要な伝統的工芸品であっても指定が受けられない未指定業種が数多くある地域においては、市町村が申し出の主体となり、包括的に「地域希少伝統工芸品」としての指定を受けることで、その地域の実情に応じた伝統的工芸品産業の振興を図るものである。 提案理由: 本市には既に伝産法で指定されている6業種のほか、小規模な未指定業種が20種近くあり、それらは総て本市の基幹産業としての地位を占めるとともに本市の魅力のひとつとなっている。これら未指定業種の振興策は本市が独自に実施しているが、後継者不足や財政的基盤の脆弱さ等により存続すら危ぶまれる現状であり、より強い支援が望まれている。そこで、本特例措置により、市町村が事業協同組合等の代替機関となることで、これら未指定業種に替わって包括的な振興計画を作成することが可能となること、それに基づく事業実施に必要な経費の一部について補助を受けることで、本市のみならず、これら未指定業種を擁する多くの市町村が、地域の実情に応じて充実した伝統的工芸品産業の振興施策を展開できるようになる。	C	-	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品産業への政策的な支援は、産業活動として維持・発展させていくことに主眼を置いており、製造事業者及び産地組合等が、自立的発展を目指す産業としての主体的努力を行うことが前提で、これに国・地方自治体が側面的に支援をしていくもの。 伝統的工芸品の指定は、当該工芸品を製造する事業者を代表する事業協同組合等が申し出るものであり、自治体が申請するということには馴染まない。	提案にある小規模の未指定業種について、単一の業種では事業協同組合等は組織できないものの、伝統工芸品の普及振興を目的として、複数の業種が共同で組織する団体の業種があること、民間の主体的努力を支援することが法の趣旨ということであるならば、複数の業種が共同で組織する当該団体からの申請を認めてもらえるようご検討いただきたい。			金沢市	17 石川県	経済産業省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号 管理	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1110060	風力発電施設に係る電気主任技術者の兼任要件緩和	電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条第1項、第3項、「主任技術者制度の運用について(内規)(平成17年3月28日付け平成17-03-22原院第1号)」	主任技術者に二以上の事業場を兼ねさせてはならないことになっているが、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合であって、経済産業大臣の承認を受けた場合は、二以上の事業場を兼ねることが出来る。兼任する事業所から主たる連絡場所まで、2時間以内に到達出来なければならない。	電気事業法や関係規則により電気主任技術者が複数の事業所を兼任する場合は、当該施設に2時間以内に到着する必要がある旨規定されているが、緊急時の対応体制を整備した場合等には、2時間以内の到着が難しい場合でも兼任を認める。	電気主任技術者の免状は、取り扱う電圧等により第1種～第3種に分かれているが、第1種・第2種とも難易度が高く全国的にも人材が不足しており、風力発電所の立地特性から本県では該当する種類資格者を有する人材の確保が非常に厳しい状況にある。 風力発電施設の大部分の電圧は第3種の電気主任技術者で対応可能だが、変電所から電力会社の系統に連系するまでのごく狭小な範囲の電圧により施設全体を第1種か第2種の電気主任技術者で対応しなければならない。 変電所は設備も単純で管理が容易である。 電気事業法や関係規則には、電気主任技術者が複数の事業所を兼任する場合は、当該施設に2時間以内に到着する必要がある旨記載されているが、以上の理由により、緊急時の対応体制が整備されている場合等に「一律2時間以内」の規制緩和が認められれば、風力発電施設の立地がさらに進む。 代替措置： 有資格者が集中監視可能な遠隔制御システムを確立し、緊急時に素早く対応できるような体制を整える 補助員(第3種電気主任技術者免状を保持している者)を各発電施設に配置して、2時間以内に到着できない場合は、の指示の到着まで作業を行う	C	-	代替措置の1 有資格者が集中監視可能な遠隔制御システムを確立し、緊急時に素早く対応できるような体制を整える」とあるものの当該業務形態や管理の状況が具体的にされていないため保安確保の観点から認められない。	提案者から示された代替措置について、ご検討いただきたい。	【意見概要(詳細は添付資料参照)】 集中管理センターの業務形態や管理状況を次のとおり計画であり、これらに対する検討・回答を要望する。 ・集中管理センターでは、電気主任技術者等が24時間体制で監視 ・その他の施設は平日の昼間のみ電気主任技術者等が駐在し、夜間及び休日は集中センターでの遠隔監視に切替 ・集中管理センターには風車の運転監視、制御ソフトを備えたPCを設置し、モニターで全ての施設の運転状況を管理 ・トラブル発生時は、集中管理センターの警報作動し、当該施設の電気主任技術者に自動報知 ・トラブルの内容により、集中管理センターでの遠隔復帰か当該施設の電気主任技術者が出勤	環境・エネルギー産業創造特区	1037020 青森県	2 青森県	経済産業省	
1110070	風力発電施設に係る工事計画(変更)の審査期間短縮化	電気事業法第48条	届出を受理した日から30日以内に経済産業大臣が技術基準の適合性等を審査し、必要があれば工事計画の変更・廃止命令を発する。当該届出をした者はその届出が受理された日から30日を経過した後でなければその届出に係る工事を開始してはならない。	電気事業法により、工事計画(変更)の届出受理後30日は工事開始できないが、工事計画(変更)の届出受理後すぐに工事開始可能とする。	風力発電施設の建設には、国等の補助金を活用することが多く、助成金の交付決定時期は大抵6～7月頃に設定されているが、本県でも風力発電施設の立地が進んでいる下北地域は、強い風・雪等により冬季の工事が厳しく工期が限られてしまう。 届出受理までの間に、事業者と所管官庁が頻りにやりとりを重ね届出書類の記載事項や添付書類に不備がほとんどないのが一般的であり、行政手続法で定めた「届出」の趣旨から考えても届出が受理された時点で手続完了と判断すべきと思われることから、届出受理後すぐに工事開始可能となるよう規制緩和が認められれば、風力発電施設の立地がさらに進む。 代替措置： 経過日数を一律30日とせず、審査終了次第工事開始可能とする 変更の場合は、審査項目や様式を簡素化する	D	-	工事計画の届出に関連して、届出書類の記載事項や添付書類に不備がない場合には、行政手続法で定めた「届出」の趣旨を踏まえて、工事計画の届出受理後すぐに工事開始可能としてほしいとの要望を頂いたと理解している。 電気事業法における工事計画の届出の趣旨は、届出を受理した日から30日以内に経済産業大臣が技術基準の適合性等を審査し、必要があれば工事計画の変更・廃止命令を発するということ、届出の記載事項や添付書類の不備がないことほかに技術基準の適合性等を審査する必要があるため、現行制度では原則届出後30日以内は工事をすることができないことになっている。 ただし、電気事業法第48条第3項各号のいずれにも適合していると認められるときには30日以下に工事開始期間を短縮できるため、以上の要望については現行規定で対応が可能。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。 また、要件を満たした場合、運用レベルにおいて実際の審査が滞ることなく確実に工事開始期間を短縮できることが担保されているのかご教示いただきたい。	回答のとおり、電気事業法第48条3項では、各号のいずれにも適合していると認められる場合に30日という期間を短縮することができると定められているが、届出書類よりもさらに多くの資料等準備しなければならず負担が大きいが、資料等を全て揃えたとしても電力供給義務のある電力会社と比べると一般の風力発電事業者に適用されることは稀で、本事業の事業者も認められたことがないのが実状である。 また、届出受理前に書類についてやり取りを重ねており、計画内容を受理前から把握できることを考えると、技術基準の適合性等を審査するために一律30日が必要か疑問である。 よって、再度の検討・回答を要望する。	環境・エネルギー産業創造特区	1037030 青森県	2 青森県	経済産業省	
1110080	障害者を多数雇用する企業との優先契約	-	-	障害者が健常者と一緒になって働ける環境を普及させるためには、ハードのバリアフリー、グローバルデザインだけでなく、ソフトの面で障害者を受け入れている企業を顕彰し普及させることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。	障害者が健常者と一緒になって働ける環境を普及させるためには、ハードのバリアフリー、グローバルデザインだけでなく、ソフトの面で障害者を受け入れている企業を顕彰し普及させることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。	E	-	国の調達は、予算の適正かつ効率的な執行を前提とし、会計法令等に基づき執行されるなかで、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(以下、「官公需法」)は、国等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための措置を講じているものの、 提案にある随意契約については、会計法令等の中でその定義が決められているものであることから、官公需法の適用外である。		1038030 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都	総務省 経済産業省			

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁		
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受け るべき貨物の品目、 輸入の承認を受け るべき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和4 1年通商産業省告示 第170号) ・輸入のけし、大麻 種子の取扱について (昭和40年9月1 5日付け薬麻一第2 38号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、 熱処理等によって発芽不能の処理を 施したものであることを証する書類 (地方厚生局麻薬取締部が発行した ものに限る。)を税関に提出しなけ ればならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下 「THC」という。)の含有量が 著しく低い(THC含有率0. 3%程度以下)品種の大麻につい て、発芽不能処理を行わずその 種子を輸入することができるもの とする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎ ず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような栽培 を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得 ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽 不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受け た者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能で あるが、この規定を緩和することにより新事業の創出に加 え、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 千葉県は農業が盛んではあるが、中山間地の過疎、高齢 化、離農、休耕地の増加は鴨川市においても深刻な問題で ある。昔から使われてきた大麻を復活させることで、環境 負荷をかけない多様な製品を生み出し、地域興し、休耕地 有効活用、新ビジネスによる雇用創出が期待できる。 歴史的にも古代朝廷の祭事を担って大和政権に影響を与 えたとされる忌部一族が、阿波から安房に渡り大麻産業を 興し、関東に広めたことされ、各地に伝承が残っている。 鴨川自然王国でも大麻建材ワークショップを実施し好評 だった。 地場生産のために種子入手の規制緩和、THC濃度基準 の設定が不可欠である。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現す ることから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危 険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の 多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところであ る。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長 することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要が ある。					1 0 5 2 0 1 0	農事組合法人鴨川自 然王国	12 千葉県	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受け るべき貨物の品目、 輸入の承認を受け るべき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和4 1年通商産業省告示 第170号) ・輸入のけし、大麻 種子の取扱について (昭和40年9月1 5日付け薬麻一第2 38号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、 熱処理等によって発芽不能の処理を 施したものであることを証する書類 (地方厚生局麻薬取締部が発行した ものに限る。)を税関に提出しなけ ればならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下 「THC」という。)の含有量が著 しく低い(THC含有率0.3%程度以 下)品種の大麻草について、発芽 不能処理を行わずその種子を輸入 することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、 栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な 栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざる を得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能 処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者 であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であ り、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農 業の振興を図ることができる。 【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活 用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績 があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大 麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メー カーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料 の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手 段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸 化炭素の固定化に特化しており、喫煙の問題である地球温 暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎 地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可 能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加 する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作 物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかり でなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の 活性化が期待できる。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現す ることから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危 険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の 多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところであ る。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長 することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要が ある。					1 0 6 7 0 1 0	高知ヘンブユニオン	39 高知県	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受け るべき貨物の品目、 輸入の承認を受け るべき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和4 1年通商産業省告示 第170号) ・輸入のけし、大麻 種子の取扱について (昭和40年9月1 5日付け薬麻一第2 38号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、 熱処理等によって発芽不能の処理を 施したものであることを証する書類 (地方厚生局麻薬取締部が発行した ものに限る。)を税関に提出しなけ ればならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下 「THC」という。)の含有量が著しく低 い(THC含有率0.3%程度以下)品種 の大麻草について、発芽不能処理を 行わずその種子を輸入することがで きるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、 栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な 栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得 ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を 施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても 事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を 緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図るこ とができる。 【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用 し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、 国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とし た生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品とし て採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与して おり、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 当社では、様々な大麻草からつくった製品開発を実施して おり、特に国産の大麻草の繊維をとった後の茎(オガラと呼ば れる)とトウモロコシ由来のポリ乳酸を使った生分解性のお箸を製 造販売をしている。石油から植物への時代の掛け橋となるよう なメッセージを込めて「お箸」を製作した。国産原料確保が難 しいために生産量に限度があり、県内で自社と契約する栽培者 を確保したいが、種子の確保の問題で事業がストップしている。 種子確保の問題をクリアして、次世代の子どもたちための新しい 産業へとつなげていきたい。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現す ることから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危 険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の 多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところであ る。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長 することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要が ある。	右提案主体からの意見を踏 まえて検討のうえ回答され たい。	私たちは、繊維型品種 THC0.3%未満のものであれば、 精神作用が発現しないという科 学的根拠及びEU諸国やカナダ での実用的経験に基づいた提 案をしている。「THCの含有量 の低い大麻が乱用につながる危 険性は十分に認められる」とあ るが、根拠を示して欲しい。 EU及びカナダで栽培が認めら れている産業用大麻の登録品 種に限定した輸入であり、実際 の栽培では、大麻取扱者免許を 取得して実施するため、違法な 栽培を助長することには全くつ ながらない。栽培用種子輸入基 準とその運用制度によって実現 可能である。違法な栽培が助長 すると考える根拠を示して欲し い。 と に関して根拠がない場 合は「ない」と回答して欲しい。				1 0 8 4 0 1 0	株式会社グラスマイル	42 長崎県	厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号 管理	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受け るべき貨物の品目、 輸入の承認を受け るべき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和4 1年通商産業省告示 第170号) ・輸入のけし、大麻 種子の取扱について (昭和40年9月1 5日付け薬麻一第2 38号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、 熱処理等によって発芽不能の処理を 施したものであることを証する書類 (地方厚生局麻薬取締部が発行した ものに限る。)を税関に提出しなけ ればならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下 「THC」という。)の含有量が著 しく低い(THC含有率0.3%程度以 下)品種の大麻草について、発芽 不能処理を行わずその種子を輸入 することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、 栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な 栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざる を得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能 処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者 であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であ り、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農 業の振興を図ることができる。 【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活 用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績 があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻 を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メー カーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料 の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手 段と考えられる。 当社は、原料から加工まで純国産をコンセプトとした ものづくりを実施しており、国産の大麻草の繊維をとった 後の茎(オガラと呼ばれる)を液化し、発泡させたバイオ マス・ウレタンフォームを使ったサーフボードを製造販売 している。国産原料確保が難しいために生産量に限度があ り、製造拠点である千葉県いすみ市周辺で、自社と契約す る栽培者を探しているが、種子の確保の問題で事業がス トップしている。種子確保の問題をクリアして、ヘンプ サーフボードを輸出産業に育てるビジョンの実現につなげ たい。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現す ることから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危 険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の 多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところであ る。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長 することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要が ある。	右提案主体からの意見を踏 まえて検討のうえ回答され たい。	私たちは、繊維型品種 THC0.3%未満のものであれば、 精神作用が発現しないという科 学的根拠及びEU諸国やカナダ での実用的経験に基づいた提 案をしている。「THCの含有量の 低い大麻が乱用につながる危 険性は十分に認められる」とあ るが、根拠を示して欲しい。 EU及びカナダで栽培が認めら れている産業用大麻の登録品 種に限定した輸入であり、実際 の栽培では、大麻取扱者免許 を取得して実施するため、違法な 栽培を助長することには全くつ ながらない。栽培用種子輸入基 準とその運用制度によって実現 可能である。違法な栽培が助長 すると考える根拠を示して欲 しい。 と に関して根拠がない場 合は「ない」と回答して欲しい。		1 0 8 6 0 1 0	有限会社ビッグ フィールド	13 東京都	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受け るべき貨物の品目、 輸入の承認を受け るべき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和4 1年通商産業省告示 第170号) ・輸入のけし、大麻 種子の取扱について (昭和40年9月1 5日付け薬麻一第2 38号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、 熱処理等によって発芽不能の処理を 施したものであることを証する書類 (地方厚生局麻薬取締部が発行した ものに限る。)を税関に提出しなけ ればならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下 「THC」という。)の含有量が著 しく低い(THC含有率0.3%程度以 下)品種の大麻草について、発芽 不能処理を行わずその種子を輸入 することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、 栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な 栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざる を得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による 発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等 を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不 可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策 及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活 用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績 があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻 草を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メー カーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料 の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手 段である。 熊本県は豊製造とイグサの産地であり、同時に豊表に使 う縦糸は、麻糸を使用しており、昔から大麻栽培もさかん であった。当社では、麻の実をつかった豆腐を製造販売し ているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内 に麻栽培農家が少ないため、来年度栽培免許を取得する予 定である。そのためには栽培用の種子の確保は必須事項で ある。麻はいるいるな製品加工ができ、無駄のない植物で あるため、県内の離農、減反等に起因して増加する耕作放 棄地、休耕地の農地保全を図り、農業の振興に寄与するば かりでなく、関連産業の創出も期待できる。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現す ることから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危 険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の 多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところであ る。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長 することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要が ある。	右提案主体からの意見を踏 まえて検討のうえ回答され たい。	私たちは、繊維型品種 THC0.3%未満のものであれば、 精神作用が発現しないという科 学的根拠及びEU諸国やカナダ での実用的経験に基づいた提 案をしている。「THCの含有量の 低い大麻が乱用につながる危 険性は十分に認められる」とあ るが、根拠を示して欲しい。 EU及びカナダで栽培が認めら れている産業用大麻の登録品 種に限定した輸入であり、実際 の栽培では、大麻取扱者免許 を取得して実施するため、違法な 栽培を助長することには全くつ ながらない。栽培用種子輸入基 準とその運用制度によって実現 可能である。違法な栽培が助長 すると考える根拠を示して欲 しい。 と に関して根拠がない場 合は「ない」と回答して欲しい。		1 1 0 9 0 1 0	たしる屋	43 熊本県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受け るべき貨物の品目、 輸入の承認を受け るべき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和4 1年通商産業省告示 第170号) ・輸入のけし、大麻 種子の取扱について (昭和40年9月1 5日付け薬麻一第2 38号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、 熱処理等によって発芽不能の処理を 施したものであることを証する書類 (地方厚生局麻薬取締部が発行した ものに限る。)を税関に提出しなけ ればならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下 「THC」という。)の含有量が著 しく低い(THC含有率0.3%程度以 下)品種の大麻について、発芽不 能処理を行わずその種子を輸入す ることができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎ ず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規 模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼ら ざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能 処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者 であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であ り、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農 業の振興を図ることができる。 【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活 用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績 があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻 を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メー カーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料 の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手 段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二 酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球 温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む 疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立す る可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して 増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適 な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するば かりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本 経済の活性化が期待できる。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現す ることから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危 険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の 多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところであ る。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長 することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要が ある。	右提案主体からの意見を踏 まえて検討のうえ回答され たい。	「THC成分は微量ではある が、違法栽培や乱用の危険性 があるため現行の輸入規制を 継続する必要がある」とこの 回答と理解しますが、違法栽培 や乱用を防止するための措置 を提案者側において講じるこ とにより、規制が緩和される 可能性はあるのか、或いはあ らゆる措置を講じたとしても 緩和は認められないのかにつ いてお尋ねいたします。 併せて、緩和される可能性 があるのであれば、栽培許可 の有無、圃場の管理や外部から の侵入対策、収穫した種や茎の 収量の管理及び報告等、葉の 廃棄方法やマニフェスト管理 等、様々な条件が付されるもの と思いますが、こうした事項 について具体的にアドバイスを 賜りたく宜しくお願いします。		1 3 0 0 9 0 4 9 0 0 1 1 0 0	産業大麻研究会林 「麻」の「エト」	1 北海道	厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号 管理番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管 関係官庁
1110090	産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和	・輸入割当てを受け るべき貨物の品目、 輸入の承認を受け るべき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和4 1年通商産業省告示 第170号) ・輸入のけし、大麻 種子の取扱について (昭和40年9月 5日付け薬麻一第2 38号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、 熱処理等によって発芽不能の処理を 施したものであることを証する書類 (地方厚生局麻薬取締部が発行した ものに限る。)を税関に提出しなけ ればならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下 「THC」という。)の含有量が著 しく低い(THC含有率0.3%程度以 下)品種の大麻草について、発芽 不能処理を行わずその種子を輸入 することができるものとする。	現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシ 口」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表さ れる産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜 県大麻取扱者指導要領:第5の2) 古来、国内で栽培され ている繊維採取目的の品種は低THCではありますが、わずか ながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れが あると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の 創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可つ いても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除 き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツ などで研究開発される毎年THC濃度の管理もされている、 0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。 徳島県は、歴史的に見て、大麻にとって大変重要な土地 です。木更平にある三木家は、忌部のまつえとして、今で も代々天皇即位の大嘗祭において、大麻の衣(アラタエ) を献上しています。徳島=大麻と言っても過言ではないほ ど、深い関わりがあるのです。ところが、戦後制定された 法律により、すっかり姿を消してしまった大麻の栽培風 景。これは、バイオマスの見ても、歴史的に見ても、と ても残念な事です。この度は、大麻発祥の地四国の中心徳 島より、日本本来の姿を取り戻すべく、提案させて頂きま した。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現す ることから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危 険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の 多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところであ る。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長 することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要が ある。			1 1 1 1 0 1 0	ヘンプリズム志国ブ ロジェクト	36	徳島県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和	・輸入割当てを受け るべき貨物の品目、 輸入の承認を受け るべき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和4 1年通商産業省告示 第170号) ・輸入のけし、大麻 種子の取扱について (昭和40年9月 5日付け薬麻一第2 38号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、 熱処理等によって発芽不能の処理を 施したものであることを証する書類 (地方厚生局麻薬取締部が発行した ものに限る。)を税関に提出しなけ ればならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下 「THC」という。)の含有量が著 しく低い(THC含有率0.3%程度以 下)品種の大麻草について、発芽 不能処理を行わずその種子を輸入 することができるものとする。	現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシ 口」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表さ れる産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜 県大麻取扱者指導要領:第5の2) 古来、国内で栽培され ている繊維採取目的の品種は低THCではありますが、わずか ながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れが あると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の 創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可つ いても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除 き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツ などで研究開発される毎年THC濃度の管理もされている、 0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。 愛媛県においては、繊維の町今治があり、現在愛媛県織 維試験場とタイアップして、大麻のストール、シューズ等 を作成しています。夏はUVカットで涼しく、冬は静電気防止 で暖かい大麻は、とても好評です。しかし、古来日本は、 至る所で栽培されていた大麻ですが、戦後すっかり栽培が 許可制になり、日本製の大麻の糸は、まず手に入りませ ん。よって、商品等の糸も、当然外国産です。日本人に とって、とてもなじみ深いこの大麻を、バイオマスの見 ても、文化的に見ても、今後復興される事を、切に願うも です。歴史的にみて大麻の発祥の地である四国から、大 麻が復興することを願って提案致しました。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現す ることから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危 険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の 多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところであ る。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長 することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要が ある。			1 1 2 0 1 0	ヘンプリズム志国ブ ロジェクト	38	愛媛県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入 規制緩和	・輸入割当てを受け るべき貨物の品目、 輸入の承認を受け るべき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和4 1年通商産業省告示 第170号) ・輸入のけし、大麻 種子の取扱について (昭和40年9月 5日付け薬麻一第2 38号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、 熱処理等によって発芽不能の処理を 施したものであることを証する書類 (地方厚生局麻薬取締部が発行した ものに限る。)を税関に提出しなけ ればならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下 「THC」という。)の含有量が著 しく低い(THC含有率0.3%程度以 下)品種の大麻草について、発芽 不能処理を行わずその種子を輸入 することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、 栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な 栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざる を得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能 処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者 であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であ り、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農 業の振興を図ることができる。 【提案理由】 持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラ スチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱 材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも 実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分 解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として 採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与し ており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化 炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温 暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎 地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可 能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増 加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作 物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかり でなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の 活性化が期待できる。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現す ることから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危 険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の 多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところであ る。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長 することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要が ある。			1 1 2 6 0 1 0	バイオマスタウン宮 古島産業用ヘンプ促 進プロジェクト	47	沖縄県	厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受け べき貨物の品目、 輸入の承認を受け べき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和4 1年通商産業省告示 第170号) ・輸入のけし、大麻 種子の取扱について (昭和40年9月1 5日付け葉麻一第2 38号厚生省業務局 麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、 熱処理等によって発芽不能の処理を 施したものであることを証する書類 (地方厚生局麻薬取締部が発行した ものに限る。)を税関に提出しなけ ればならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下 「THC」という。)の含有量が著 しく低い(THC含有率0.3%程度以 下)品種の大麻草について、発芽 不能処理を行わずその種子を輸入 することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、 栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な 栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざる を得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能 処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者 であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であ り、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農 業の振興を図ることができる。 【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を 活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実 績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大 麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メー カーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料 の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手 段と考えられる。 当社は、様々な大麻草からつくった販売を実施して おり、お客さんの多くから国産原料をつかった商品を求めら れている。しかし、種子の確保の問題でそのようなプロ ジェクトに関してはいまのところストップしている。種子 確保の問題をクリアして、次世代の子どもたちための新し い産業へとつなげていきたい。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現す ることから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危 険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の 多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところであ る。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長 することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要が ある。	右提案主体からの意見を踏 まえて検討のうえ回答され たい。	THCが0.3%未満であっても 精神作用が発現した日本の実 例や根拠を示して欲しい。 低THC品種は、EU諸国で10 年、カナダで8年の商業栽培経 験があり、薬物乱用につなが ったという報告はない。科学的根 拠と海外の実用的経験を踏まえ た種子輸入の基準と運用規則を 定めることは十分可能ではな いか。 私たちは所轄官庁が組織 的・体系的な問題があることを認 識している。これは薬物政策以 前の問題であり、諸外国がで き、日本だけ産業用大麻に関す る制度がつかないという根本 的理由にはならない。よって薬 物乱用防止の以外の回答がで きない場合は、諸外国の行政組 織より能力が劣っていると理解 してもよいか。		1 1 2 7 0 0 1 0	KAYA	22 静岡県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受け べき貨物の品目、 輸入の承認を受け べき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和4 1年通商産業省告示 第170号) ・輸入のけし、大麻 種子の取扱について (昭和40年9月1 5日付け葉麻一第2 38号厚生省業務局 麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、 熱処理等によって発芽不能の処理を 施したものであることを証する書類 (地方厚生局麻薬取締部が発行した ものに限る。)を税関に提出しなけ ればならない。	麻薬成分が著しく少ない(麻薬成分 THC含有率0.3%以下)ヨーロッパ の産業用大麻種子の輸入に関し て、加熱による発芽不能処理を行 わない種子を入手可能にする。産 業用大麻の種子入手に関しては、 唯一、栃木県の農業試験場が、ト チギンロという低THCの品種の育 種・管理をしている。今のところ、 この農業試験場は、県外の農 家への種子の提供を拒否してい る。そのため、栃木県以外で大麻 種子を確保することが難しい。熱 処理されていない大麻種子の輸入 を可能にし、大麻栽培農家の生産 活動を容易にしてほしい。	富山県内においては、かつて麻袋(主に米用保存袋)生産 量が国内随一であったり、また福光麻布という極めて良質 な麻布を生産し、大麻栽培は地域産業として大いに活況を 呈していた。大麻草は、縄文時代より衣食住全てにわた り生活を満たしてきた日本古来の伝統種であり、また最近 では、ヘンプと呼ばれ、注目のエコ素材として様々な分野 で活用されている。その栽培においては、肥料農業を待 たずに必要とせず、荒地を好み、栽培が極めて容易である。 今日、県内では鳥獣(特に狼、猪、熊)による農作物およ び人的被害は深刻な問題であり、中山間地においては、食 料となる作物の栽培が出来なくなり、農業を継続できず、 里山の荒廃を一層加速させる原因になっている。耕作放 棄された中山間地の活用は、大きなテーマである。大麻草 栽培による耕作利用と、かつての地域産業を時代に合わせ た形で復活させることにより、中山間地が抱える問題を解 決し、新たな産業振興と雇用創出を目指すものである。 また、ヘンプに関する市場ニーズは年々拡大しているもの の、国内での作付面積は10ha程度にすぎない。本格的に工 業製品用の大麻栽培を行なおうとする場合、その種子は輸 入に頼らざるを得ないもの、種子を輸入する場合、発芽 不能処理をすることが義務付けられており、事業化は事実 上不可能である。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現す ることから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危 険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の 多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところであ る。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長 することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要が ある。	右提案主体からの意見を踏 まえて検討のうえ回答され たい。	「大麻の幻覚成分であるTHC は、微量の摂取でも精神作用が 発現する」という回答の、日本で の実例や医学的根拠を示してく ださい。産業用大麻である低 THC品種は、EU諸国で10年、カ ナダで8年の商業栽培実績があ り、薬物乱用につながったとい う報告はありません。医学的根拠 と海外の実用的経験を踏まえた 種子輸入の基準と、大麻の運用 規則を定めることは十分可能 と考えます。先進諸外国にでき ないという根本的理由が理解でき ません。新たなバイオマス資源の 利用可能性を封じ、「薬物乱用 防止」以外の回答ができないと いうことは、諸外国の行政組織 より能力が劣っていると理解し てもよいでしょうか。	国産ヘンプによる中 山間地域産業振興プ ロジェクト	1 1 2 8 0 0 1 1	とやま中山間地利用 促進フォーラム	16 富山県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻草の種子につ いての輸入規制緩和	・輸入割当てを受け べき貨物の品目、 輸入の承認を受け べき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和4 1年通商産業省告示 第170号) ・輸入のけし、大麻 種子の取扱について (昭和40年9月1 5日付け葉麻一第2 38号厚生省業務局 麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、 熱処理等によって発芽不能の処理を 施したものであることを証する書類 (地方厚生局麻薬取締部が発行した ものに限る。)を税関に提出しなけ ればならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下 「THC」という。)の含有量が著 しく低い(THC含有率0.3%程度以 下)品種の大麻草について、発芽 不能処理を行わずその種子を輸入 することができるものとする。	現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギン ロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表さ れる産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜 県大麻取扱者指導要領:第5の2) 古来、国内で栽培され ている繊維採取目的の品種は低THCではありますが、わずか ながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れが あると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の 創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可つい ても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除 き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツ などで研究開発され毎年THC濃度の管理もされている、 0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。 岐阜県産業用麻協会はバイオマス資源の活用により自然 の循環に逆らわない産業構造や持続可能な社会への転換に麻 (産業用大麻草)を取り上げ岐阜県中心に活動している市 民団体です。(以下、麻という)県の伝統産業と麻の応用 から新たな産業利用を促進すること、また県内に色濃く残 る麻の文化・技術を伝承することから地域の活性化をはか り、地域の自立と関連産業の創出に期待します。 規制の緩和が実現され、麻の有効利用(栽培)が可能とな りましたら、現在、他県や輸入に頼っている麻原料を県内 産に切りかえ、岐阜県政推進である『活力ある地域づく り』を地産地消をキーワードに市民の手により進めます。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現す ることから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危 険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の 多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところであ る。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長 することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要が ある。	右提案主体からの意見を踏 まえて検討のうえ回答され たい。	当協会では低THC(0.3%未満) のものであれば精神作用(心理的 作用ではない)が現れない科学的 根拠と海外での政府による規 制管理体制のもと健全な運用が 出来ている事実に基づいて提案 したが、「THCの含有量が低い 大麻であっても、乱用につな がる危険性は十分に認められ る」と回答である。国内におい て産業用大麻で精神作用が現 れた研究書や乱用につながった 事例があれば回答願いたい。ま た、産業用大麻品種の国際的な 基準をTHC含有量0.3%未満と設 定したのか?国内の文献がない ので海外の文献に頼らざるを得 ないが参考資料として補足する ので一読のうえ産業用大麻品種 が乱用の危険性があるか再考 願いたい。		1 1 4 3 0 0 1 0	岐阜県産業用麻協会	21 岐阜県	厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号 管理	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受け るべき貨物の品目、 輸入の承認を受け るべき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和4 1年通商産業省告示 第170号) ・輸入のけし、大麻 種子の取扱について (昭和40年9月1 5日付け薬麻一第2 38号厚生省業務局 麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、 熱処理等によって発芽不能の処理を 施したものであることを証する書類 (地方厚生局麻薬取締部が発行した ものに限る。)を税関に提出しなけ ればならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下 「THC」という。)の含有量が著 しく低い(THC含有率0.3%程度以 下)品種の大麻草について、発芽 不能処理を行わずその種子を輸入 することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、 栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な 栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざる を得ない。しかし、種子の輸入にあたって加熱等による発 芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受 けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能 であり、この規定を緩和することにより環境保全対策及び 農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 広島県では、大朝町(昔は大麻町)、安佐南区(旧佐東 町)など麻に由来した地名があり、麻づくり(広島市教育 委員会)によると戦前は国内でも有数の産地であったこと が伺える。戦後、発展した化学繊維によって、その歴史的 な役割は終わったかに見えたが、特に佐東町史によると 「農業が大自然の新陳代謝能力を輪廻応用する生産技術で あり、資源有限を、資源無限に延長する職責を担うもので ある以上、麻栽培が復活する機会が、永久にこないと思え るよりも「歴史は繰り返す」事業を待つべきかもしれない 」とあり、地球環境と地域活性化のための機会が2007年 現在、再び来たと解釈できる。諸外国のように大規模栽培 できない広島では、中山間地域のために国産麻の実原料の 供給を担うことを計画している。幸いなことに「あずま 」と呼ばれる鯛、いわしなどの小魚の中に炒った麻の実とお からの煮物を詰めたものが郷土料理にあり、これらを背景 にした新しい食品産業をつくりだしていきたい。県内に栽 培農家がないため、種子は海外からの輸入になってしま うが、現在の規制によって、次世代に広島の歴史を受け継 ぐ事業ができないのは非常にもったいないことである。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現す ることから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危 険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の 多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところであ る。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長 することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要が ある。	右提案主体からの意見を踏 まえて検討のうえ回答されたい。	THCが0.3%未満であっても 精神作用が発現した日本の実 例や根拠を示して欲しい。 低THC品種は、EU諸国で10 年、カナダで8年の商業栽培経 験があり、薬物乱用につなが ったという報告はない。科学的根 拠と海外の実用的経験を踏まえ た種子輸入の基準と運用規則を 定めることは十分可能ではない か。 私たちは官庁に組織的・体質 的問題があることを認識してい る。これは薬物政策以前の問題 であり、諸外国ができ、日本だけ 産業用大麻に関する制度がづく れないという根本的理由にはな らない。よって薬物乱用防止の 観点以外の回答ができない場 合は、諸外国の行政組織より能 力が劣っていると理解してもよ いか。		1 1 8 8 0 0 1 0	有限会社イー・コーポ レーション	34 広島県	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受け るべき貨物の品目、 輸入の承認を受け るべき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和4 1年通商産業省告示 第170号) ・輸入のけし、大麻 種子の取扱について (昭和40年9月1 5日付け薬麻一第2 38号厚生省業務局 麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、 熱処理等によって発芽不能の処理を 施したものであることを証する書類 (地方厚生局麻薬取締部が発行した ものに限る。)を税関に提出しなけ ればならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下 「THC」という。)の含有量が 著しく低い(THC含有率0.3%程度 以下)品種の大麻草について、発 芽不能処理を行わずその種子を輸 入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、 栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な 栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざる を得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能 処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者 であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であ り、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農 業の振興を図ることができる。 【提案理由】 持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラ スチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱 材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも 実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分 解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として 採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与し ており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化 炭素の固定化に特化しており、喫煙の問題である地球温 暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎 地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可 能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増 加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作 物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかり でなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の 活性化が期待できる。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現す ることから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危 険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の 多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところであ る。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長 することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要が ある。	右提案主体からの意見を踏 まえて検討のうえ回答されたい。	大塚製薬の事例のように大麻 成分の医療利用の有用性が注 目され、沖縄製薬(株)を通じて 研究し、産業振興に役立てるた めの規制緩和を要望している。 同じ国内の製薬会社が日本の 規制のために海外で研究するの は有用な医薬シーズを失うこと を意味する。有用な医薬シーズ を日本で研究できない理由につ いてご回答願いたい。 (は厚生労働省に対する意見)		3 0 0 7 0 1 0	NPO法人設立準備団体 麻姑山ヘンプ会		経済産業省 厚生労働省	
1159010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受け るべき貨物の品目、 輸入の承認を受け るべき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について必 要な事項の公表を行 う等の件(昭和41 年通商産業省告示第 170号) ・輸入のけし、大麻 種子の取扱について (昭和40年9月1 5日付け薬麻一第2 38号厚生省業務局 麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、 熱処理等によって発芽不能の処理を 施したものであることを証する書類 (地方厚生局麻薬取締部が発行した ものに限る。)を税関に提出しなけ ればならない。	大麻の種子の輸入にあたって、海 外で脱穀され熱処理されたもの については、麻薬取締部の発芽試験 などを簡素化あるいは省略でき るようにし、通関を迅速にすること で事業運営に支障のないように規 制を緩和していただきたい。	当社は大麻の種子を加工して、食用として販売したり、大 麻の種子を使用したレストランを運営しているものである 。経済産業省発第708号通達によれば、「大麻の違 法な栽培を防止するため、輸入する種子については発芽不 能処理を行うこととしている」が、通達が出された当時は 、大麻種子の熱加工食品は存在しなかった。ナッツと呼 ばれるこれら製品は目でみても発芽不能であるとわかるに もかわらず、この通達があるために、財務省税関では麻 薬取締部が発行する証明書が必要としている。麻薬取締部 の発芽試験には7~10日間かかり、その間、貨物が税関 で留め置きされるなど事業の障害となっている。 大麻の粉や油は麻薬取締部と税関の判断により証明書は不 要となっているが、海外で脱穀され熱処理済み加工食品に ついては、厚生労働省、財務省(税関)が判断できるよう に規制を緩和していただきたい。なお熱処理、脱穀したも のの非発芽試験については輸出国の公的な証明書を提出す ること確認することができる。	C	-	発芽可能な大麻の種子の流通は、国内における大麻の不法栽培 及び乱用拡大につながるおそれ大きいことから、未然に防止す る必要がある。したがって、たとえ輸出国の公的機関が発行した熱処 理証明書とともに輸入された大麻の種子及び脱穀後の大麻の種子 であっても、我が国の麻薬取締部において発芽不能であることを確 認することが必要不可欠である。					1 1 5 9 0 0 1 0	株式会社ニュー・エ イジ・トレーディン グ	13 東京都	厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁	
1110100	火薬類取締法における第二十三条(取扱者の制限)	火薬類取締法第23条	18才未満の者は、原則として火薬類の取扱いをしてはならない。	火薬類取締法における年齢制限は十八歳以上をわねとしているが、特区内の特定条件下での緩和を許可していただきたい。	秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、は花火を文化認知、観光産業として利用していく上で現行法の年齢制限では若年層の文化継承、観光産業としての花火体験の応用範囲が狭くなり、花火を中心とした街の経済活性を計る上で障害となっている。年齢制限を特定条件下(特区内花火業者敷地内作業所にて取り扱った責任者立会いの下)にて緩和することによりオリジナル「打ち上げ花火」の作成が可能になり、地域特色を生かした、文化の継承と、オリジナル商品の開発、観光ツアー等の経済的効果が見込まれる。	C	-	火薬類取締法では、火薬類の取扱いは非常に危険を伴い、その取扱いを誤ると当事者のみならず、他の第三者にも重大な被害を及ぼすおそれがあるため、第23条において18歳未満の者が火薬類を取り扱うことを禁止している。18歳以上としていることに関しては、例えば労働基準法第62条において、使用者は満18歳に満たない者を爆発性の原料等を扱う業務に就かせてはならないとする規定があるように、その危険性にかんがみれば、火薬類取締法第23条の年齢制限は合理的であると考える。当該要望に関しては、その製造が特定の作業所において責任者のもとで行うことを条件に許可することを求めているが、これをもって18歳未満の者が火薬類を取り扱うことに関して十分な安全性を確保できるか定かではなく、年齢規制の緩和を認めることはできない。なお、本年6月には、大仙市の煙火製造所において、従業員の仕事に付着していた火薬が発火し従業員が火傷を負う事故が発生しており、このことから、火薬類の製造作業には危険性を伴うことがうかがい知れるところである。		後継者育成の観点から、家内工業で花火を製造する場合については、18歳以下の者に火薬類の取扱を許可できないかご検討いただきたい。	花火特区による交流人口増加	1072010	大曲商工会議所・花火ときめきチーム	5 秋田県	経済産業省	
1110110	火薬類取締法における第二十五条(消費)の規制緩和	火薬類取締法第25条 火薬類取締法施行規則第49条	火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、一定の場合にはこの限りでない。 火薬類取締法施行規則第49条無許可消費数量(打撈煙火関係) 6センチ以下の丸玉:50以下 6~10センチ以下の丸玉:15以下 10~14センチ以下の丸玉:10以下 炎管200本以下の仕掛け:一台等	火薬取締法 第25条(消費)事項の規制緩和(火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量の規制緩和)。 特区内での花火打ち上げに対し、火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量の規制を *6センチ以下の丸玉100以下 *6~10センチ以下の丸玉30以下 *10~14センチ以下の丸玉20以下 *炎管300本以下の仕掛け一台に緩和していただきたい。現在、「花火の街」として毎年観客増加傾向にあり地域内花火消費量と機会要求に規制が合致していない。 現行 火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量における打ち上げ花火の規制 *6センチ以下の丸玉50以下 *6~10センチ以下の丸玉15以下 *10~14センチ以下の丸玉10以下 *炎管200本以下の仕掛け一台	秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、現行法での規制数量では花火業者が日常的に打ち上げられる数が制限されており地域内の需要に即応できない。商工会議所やNPO法人、TMO等が花火を中心とした街の経済活性を計ることで、地区内花火の消費量が拡大し、花火業者のみならず「花火の街」としての花火大会の数も増加することにより、地区内花火の消費量が拡大し、花火業者のみならず「花火の街」としての花火大会の数も増加することが見込まれ、それに伴う観光客の増加と通年分散化が可能となります。また、日本の花火のその芸術性と安全性は近年ますます高くなり現行法規制の緩和は花火文化飛躍発展に障害となっている。	C	-	火薬類取締法施行規則第49条で定めている無許可消費数量については、消費する者のみならず周辺の者の安全も確保するという保安上の観点から、現状において容認しうる上限を定めたものである。現在無許可としている消費数量にあっても、全く危険性がないわけではなく、事実昨年度も無許可消費に係る事故が3件発生しており、こうした点も勘案すると、これ以上上限を緩和する合理的な理由が存在しない。なお、無許可消費数量を超えて都道府県知事の許可を要する場合であっても、都道府県知事の許可はその裁量の範囲内で包括的に運用されている事例もあることから、許可権者である秋田県へ相談されたい。なお、各自治体の状況等を知りたい場合は、保安課まで御相談いただきたい。		火薬の消費に関しては、たとえ少量でも危険であるのは当然だが、花火の打ち上げ並びに打ち上げ花火自体等については経済産業省や各自治体の指導、関係業界の技術進歩によって法令が定められたときより格段と安全性が上がっている。花火の大会の多様化に歯止めがかかっている状況は、花火を観光資源とし、花火による交流人口の増加を計る地域にとり非常に残念なことである。花火の無許可消費数量の見直しを計る事は全国のイベントやアミューズメントパークでの花火消費の拡大、交流人口の拡大が見込まれ経済活性につながる。長年の実績と花火文化が息づく(当地域を規制緩和地の第一歩の地として検討していただきたい。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	花火特区による交流人口増加	1072020	大曲商工会議所・花火ときめきチーム	5 秋田県	経済産業省
1110120	南種子町(古式銃)銃砲隊による火縄銃発射の日程や時間の変更にも迅速に対応できるよう関係法令の一部改定	火薬類取締法第25条、第50条の2	もっぱらけん銃等又は猟銃に使用される実包等に関しては、法第25条中「経済産業省令」とあるのは、「内閣府令」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は政令で定める火薬の譲渡、譲受け、輸入又は消費についても、同様。	火縄銃(古式銃)の発射において、現状の法令では、南種子町銃砲隊・南種子町役場が都道府県知事に火薬の消費について届け出を行い、許可を受けて消費することとなっている。そこで、許可申請から許可を受けるまでの時間が短縮されるよう、南種子町においては、同手続きの簡略化、若しくは届け出制にしていただけるよう経済産業省令など関係法令の一部改定をお願いするものです。	現在、お祭りなどのイベント時に南種子町(古式銃)銃砲隊が種子島と呼ばれる火縄銃の(空砲)試射を行い観光客やお祭りに参加した人々に見学していただいています。しかし、雨が降ると試射も出来なくなることやイベントの日程が急遽変更になった場合などに、火薬類取締法、経済産業省令による火薬の消費に関する届け出と許可までが一ヶ月程度かかることから、間に合わない場合が少なからずあります。そこで、同許可申請から許可証の交付までの手続きを簡略化、若しくは届け出制としていただくことで、観光客を含めて、より多くの機会で見学していただき、歴史の一頁に思いを馳せながら、一人でも多くの人々に楽しんでいただきたいと考えております。そうすることで種子島の観光資源がより多くなり、結果として交流人口の増大にも寄与すると考えられます。	E	-	古式銃用火薬類に係る消費については、火薬類取締法50条の2により許可権者が都道府県公安委員会となっていることから、警察庁からの回答を参照されたい。			種子島銃砲特区	1161020	種子島U・イターンサポートセンター	46 鹿児島県	警察庁 経済産業省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1110130	商工会議所法に係る許認可権限の県への移譲	商工会議所法施行令第7条	商工会議所制度の統一運用を図るため、商工会議所に係る許認可(設立の認可、定款変更の認可等)は国が権限を有している。 一方、これまでの地方分権の潮流を踏まえ、事務所所在地に関する定款変更等、軽微な案件の認可権限は、商工会議所法施行令第7条により、都道府県知事に権限移譲を行っているところ。	商工会議所法に関する事務は、国と県で権限が分散していることから、地方公共団体(県又は基礎自治体)において、一括処理できるようにすること。	【実施内容】 商工会議所法に関する事務を地方公共団体(県又は基礎自治体)において一元的に実施することにより、二重行政を廃止し、簡素で効率的な行政サービスの提供が可能となる。 【提案理由】 商工会議所法に関する事務は、国と県で権限が分散している。 現在、国が所管している権限のうち、国際的・広域的な見地からの判断、調整や、全国的に一定水準、同質な組織・事業運営の維持が必要と思われる事項は、輸出品の原産地証明に関する権限、都道府県をまたがる合併に関する権限のみである。 それ以外の権限については、現在、定款変更の認可権限についてのみ検討を進めるとの回答がなされているが、地方分権改革推進法により、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体へゆだねることを基本として国は地方公共団体への権限移譲の推進を行う等の措置を講ずるとされており、地方分権における役割のあり方を踏まえ、他の権限についても同様に地方公共団体(県又は基礎自治体)に早期に移譲すべきである。	C	-	商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図るだけでなく、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与すべき使命を担った組織である。商工会議所の事業はその地区内にとどまらず、税関手続の簡素化に関する国際条約に基づく輸出品の原産地証明や、国際的な商事取引の紛争に関するあっ旋、調停又は仲裁を行うなど、広域的、国際的な事業活動を行っている。 こうした、商工会議所法に係る許認可権限については、平成17年度に商工会議所等と調整を行い、検討を行った結果、定款変更については、実態調査をし、必要に応じ所要の見直しをすることとした一方で、それ以外の許認可権限については、引き続き国に権限を残すべきとの結論に至ったところである。 これは、前述のような商工会議所の有する広域性・国際性等の性格に鑑み、国際的にも高い信頼性を得るためには、全国の商工会議所の同質性を確保することが重要だと考えているからであり、商工会議所の組織の根幹に関わる許認可は、国が行うべきものである。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。	全国の商工会議所の同質性の確保については、商工会議所法や政令に規定される手続きや基準によって担保されるものと考えられる。 これらの規定に基づく許認可権限については、二重行政を廃止すべく、地方公共団体への移譲を引き続き検討いただきたい。		1 0 8 2 0 2 0	広島県	34 広島県	経済産業省
1110140	大規模小売店立地法に係る条例制定権の見直し	・大規模小売店立地法第3条第2項 ・地方自治法第252条の17の2	地方自治法第252条の17条の2は、「都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる」と規定している。 他方、大規模小売店立地法(以下「大店立地法」という)第3条第2項は、「都道府県は(中略)条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要な十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準を定めることができる」と規定していることから、基準面積に代わる基準を定める権限は条例制定権者たる議会に属するものとされている。 このため、現行制度では、大店立地法第3条第2項に規定される権限については、地方自治法第252条の17条の2に基づいて市町村に移譲することはできない。	大規模小売店立地法の新設等に関する届出の基準面積等の条例制定について、地域の実情に応じて基礎自治体で行えるよう制度の見直しを行うこと。	【実施内容】 基礎自治体で一連の事務を自己完結的に実施することにより、地域の実情に応じた自主的かつ効率的な取組みが可能となる。 【提案理由】 基礎自治体は、住民に身近な行政主体として、地域の実情に応じた適切な判断が可能であることから、本県では、大規模小売店立地法に係る都道府県知事の手続きを条例により、基礎自治体に移譲している。 しかし、大規模小売店立地法第3条の「県条例制定による届出基準面積に関する面積変更」事務は、特例条例で移譲できないため、基礎自治体で一連の事務を実施できるよう、例えば特例措置の規定を設けるなどの見直しが必要である。 地方分権改革推進法により、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体へゆだねることを基本として国は地方公共団体への権限移譲の推進を行う等の措置を講ずるとされており、地方分権における役割のあり方を踏まえ、一部の権限を県に残すのではなく、市町が全ての事務を自己完結的に処理できるよう提案する。	C	-	大店立地法第3条第2項により「前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域、すなわち区域を緩和し得る規模の店舗ではあっても、都市再開発等が計画的に行われているなど、周辺の開発状況、道路の整備状況、住居の立地状況等の地域的な特性に照らして、国が定めた基準よりも大きな店舗が出店しても、周辺生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないと判断できる区域を想定している。 本条項は、法律の規制適用対象であるか否かを確定する(条例で定める基準以下の大型店は法の規制対象外となり、仮に周辺生活環境に問題が生じる場合であっても住民は何らの対応もできなくなる)ための特に重要な事項であることから、民意を反映する手続である条例で規定することとしているものである。また、大型店が生活環境に及ぼす影響については、市町村境に立地する場合など大型店の立地場所によっては市町村のみでは判断することが適当でないケースもある。このような点を踏まえ、法の適用範囲の確定にあたっては、他の条項以上に、都道府県等による広域的な観点から判断することが不可欠であり、他の都道府県の権限を市町村に事務委譲した場合であっても、本条項の都道府県議会の権限を安易に市町村議会に委譲することは適当でないと考えられる。なお、大店立地法は法施行後7年を経過したが、第3条第2項の規定の活用実績はこれまでに一件もなく、また、具体的に指定を検討している事例についても承知していない。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。	大店立地法の保護法益である「周辺地域の生活環境の保持」は極めて地域性の高い事柄であり、地域の民意を反映する市町村の議会であれば、地域の実情に応じた基準面積の決定が可能であると考えられる。 市町村境の立地の問題点は、必要に応じて隣接する市町に意見照会する等により、適切な法律運用が可能であると考えている。 また、近年の市町村合併の進展により、市町村は大幅に広域化しており、一定程度広域的な観点からの法律運用が可能となっていると考えられる。 以上のことから、「まちづくり」の主体である市町が、全ての運営事務を自己完結的に実施できるよう、条例制定権について重ねて提案するものである。		1 0 8 2 0 9 0	広島県	34 広島県	経済産業省
1110150	工場立地法に係る条例制定権の見直し	工場立地法第4条の2第1項	都道府県(政令指定都市を含む。)は、国が定める準則に代えて、別途、緑地及び環境施設面積の敷地面積に対する割合について、国が定める基準の範囲内において条例を制定し、適用することができる。	特定工場の新設等に関する届出の基準面積等の条例制定について、地域の実情に応じて基礎自治体で行えるよう制度の見直しを行うこと。	【実施内容】 基礎自治体で一連の事務を自己完結的に実施することにより、地域の現状に応じた自主的かつ効率的な取組みが可能となる。 【提案理由】 基礎自治体は、住民に身近な行政主体として、地域の実情に応じた適切な判断が可能であることから、本県では、工場立地法に係る都道府県知事の手続きを条例により、基礎自治体に移譲している。 しかし、工場立地法第4条の2の「県条例制定による緑地面積率等の地域準則制定」事務は、特例条例で移譲できないため、基礎自治体で一連の事務を実施できるよう、規定を設けるなどの見直しが必要である。 地方分権改革推進法により、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体へゆだねることを基本として国は地方公共団体への権限移譲の推進を行う等の措置を講ずるとされており、地方分権における役割のあり方を踏まえ、一部の権限を県に残すのではなく、市町が全ての事務を自己完結的に処理できるよう提案する。 なお、今年、新たに制定された企業立地促進法により、工場立地法の特例措置として、基礎自治体において基準設定のための条例制定を可能とする制度が設けられたが、あらかじめ地域を特定し国の同意を得る必要があるため、対象となる自治体及び地域が限定的となり、手続き上も県や国の関与が必要となるなど、各自治体が各自の判断で運用するには、問題が残されているものと考えている。	D	-	工場立地法第4条の2においては、都道府県(政令指定都市を含む。)が、国の準則に代えて、管内市町村等の実情に応じた緑地面積率、環境施設面積率を設定する地域準則条例を定めることができることとなっている。 しかしながら、県域における各市町村の実情に応じた緑地面積率等を設定した条例はなく、そのような条例を制定することは難しいとの意見も見られた。こうした状況を踏まえ、産業構造審議会地域経済産業分科会において、地域の実情に応じた緑地面積率等の設定がより一層可能となるよう制度の検討を行い、これを踏まえ、本年6月11日に施行された「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号、以下「企業立地促進法」という。)」において、工場立地法の特例(第10条~12条)を設けることにより、都道府県及び市町村が基本計画の中で定める「企業立地重点促進区域」の存する市町村が、国の準則又は都道府県の地域準則に代えて当該区域に適用する緑地面積率、環境施設面積率を条例で定めることができるよう措置したところである。 ご指摘のケースについては、新たに譲られた当該特例措置を活用することにより、各市町村が主体的な判断により条例を定めることは、現状においても可能である。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。	企業立地促進法については、次の点から問題が残されているものと考えている。 都道府県及び市町村が基本計画を定め、国の同意を得た上で、更に市町で条例制定を行うことになり、基礎自治体以外の関与の度合いが強く、また、手続きが煩雑である。 基本計画中で定める「企業立地重点促進区域」の設定される市町村のみが対象となり、限定的である。 基本計画の期間が満了となると、原則市町で定めた条例が失効となることから、今回の措置は一時的なものであり、地域の実情を踏まえて中長期的な観点で基準を設定することができる制度とは言い難い。		1 0 8 2 1 0 0	広島県	34 広島県	経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1110160	「液化石油ガス販売事業報告」及び「保安業務実施状況報告」への押印または自署署名の省略	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条及び運用及び解釈(通達)	液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者については、毎事業年度経過後三月以内に登録、認可及び許可をした行政機関への報告をすることとしている。	現行法施行規則の運用及び解釈(通達)により規定されている報告書への押印または自署署名について、代替の本人確認ができる場合にあっては、省略可能とする。	液化石油ガス販売事業者及び保安業務事業者が、毎事業年度経過後3ヶ月以内に販売契約を締結している一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況等を都道府県等へ報告する「液化石油ガス販売事業報告」及び「保安業務実施状況報告」への押印または自署署名の省略を可能にする。 提案理由: 類似の報告書である「認定液化石油ガス販売事業者状況報告書」には、液化石油ガス法施行規則で様式が規定されているにもかかわらず、押印等の定めが無く、一方通達により様式が定められている上記2報告については、押印または自署署名が規定されている。 このため、本県では、電子申請システム開発を行った際、公的個人認証または商業登記認証を求める手続とせざるを得なかった。結果として、平成17年4月から電子による申請を可能としたが、全く利用されない状況となっている。 手続を簡素化することにより、県民の初期負担(電子証明書の発行及びカードリーダー・ライタの導入)が無くなることも、利便性の向上が見込める。 代替措置: 本県が開発している上記2手続の報告について、販売事業者の登録番号または保安機関の認定番号の入力を必須としていることからなりすまし報告ができないシステムとなっている。	F		「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」において定められている液化石油ガス販売事業者及び保安業務実施状況の報告の様式(様式1,2)について、押印見直しガイドライン(平成9年7月3日)に照らし、記名又は自署署名を省略可能とできるかについて、代替措置の内容等も踏まえつつ検討する。	既にガイドラインが示されているということであれば、早期にご検討いただき、提案主体のご意見のとおり、年度中に措置ができるようご対応いただきたい。	今般、本県からの提案に対し、「押印見直しガイドライン(平成9年7月3日)に照らし、記名又は自署署名を省略可能とできるかについて、代替措置の内容等も踏まえつつ検討する。」との回答をいただいたところでありますが、対応時期について、本年度中の対応をお願いしたい。		1 0 8 3 0 0 1 0	和歌山県	30 和歌山県	経済産業省
1110170	工業用水道料金の減免措置	工業用水道事業法第17条第3項第4号	工業用水道事業法第17条第3項第4号において、工業用水の料金は特定の者に対し不当な差別的取扱をしないものではないこととしている。	生産活動に利用しない公共用の雑用水については、利用料金の減免を可能とする。	工業用水道事業は、近年多くの企業の撤退により料金収入が減少し、非常に厳しい経営状況になっており、事業の安定経営の観点から利用促進が急務となっている。そこで一定の利用に限り利用料金を減免することにより、利用を促進し、工業用水道事業の安定的な運営を目指す。 現状：工業用水道料金は、適性な原価に照らし公正なものであるとして、公平性の観点から差別的料金は認められず、特定の事業所への継続的な料金減免などの措置は認められていない。 具体的提案：生産活動に利用しない公共用の雑用水について、利用料金の減免を行うことにより、工業用水道の利用促進につなげる。 具体的には、歴史的に価値のある伊丹市昆陽池の水質浄化など環境面から生態系を守り財産を将来に引き継いでいくための環境用水として活用することにより、住民の一定の理解を得ると共に工業用水道事業の安定的な運営および企業への支援にもなり、地域への貢献や産業の活性化に結びつくと考える。	C	-	工業用水の利用料金については、工業用水道事業法第17条第3項の規定に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正なものであるとして設定されているものであり、特定の者に対して優遇的取扱いを行うことは、通常の利用料金を支払う工業用水道利用者との公平性を失するものであり、不適当だと考える。	工業用水道事業の経営が好転すれば、将来的に工業用水道料金の引き下げに繋がる可能性もあり、既存の需要家にとってもメリットがあるところ。提案のように、他の営利事業などと適合することのない、公共の用途に供することが明白である場合については、料金が減免できるようにご検討いただきたい。	本市の工業用水道事業は、近年多くの企業の撤退等により使用水量が減少し、利用促進にむけ日夜努力しているが、現実には非常に厳しい状況である。そこで経営改善の立場から利用促進の一つの方策として、生産活動に利用しない公共用の雑用水、例えば関西屈指の渡り鳥の名所であり、市民や鳥たちのオアシスとなっている本市昆陽池公園内の自然池の水質浄化等、非常に公共性の高い使用に限り減免使用を認めるということであり、回答にあった特定の者に対する優遇的取扱いではないと考える。また一般利用者との公平性に失するとの指摘については、利用者間で構成する工業用水協議会において承認を得たのち減免するものとし公平性に配慮する。		1 0 1 0 0 1 0	伊丹市	28 兵庫県	経済産業省
1110180	播州織産地における外国人研修・技能実習(職種:織布運転)の滞在期間の延長	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年法務省告示第百四十一号)	研修・技能実習に係る滞在期間は、研修活動の期間を合わせて三年以内とされている。	諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業上の技術、技能、知識等を修得してもらう仕組みとして、「外国人研修・技能実習制度」がある。 播州織業界では産地組合が織布運転の職種の研修生を受け入れているが、その期間を3年間に5年間に延長する。 在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長2年) 在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長4年)	播州織産地は我が国最大の先染め織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が得られず、経営意欲を失い廃業する企業が後を絶たず、産地活力の低下が著しい。業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若く意欲的な外国人研修生の産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。 (現在、協同組合播州織総合準備センターが受入機関となっており、平成16年度から毎年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。)	C	-	研修技能実習制度については、一部に、制度の趣旨に反する不適正な事例が発生していることから、制度の適正化及び充実を図るため、関係省庁が制度の見直しについて、検討しているところである。当省の研究会においても、制度の適正化策に加え、技能移転の高度化・充実を図る観点から、優秀で意欲のある実習生について、一旦帰国後、一定の要件のもと、更に2年程度の再技能実習を認める制度を導入すべきという提案をしているところである。今回要望のあった、対象となる全ての研修技能実習生の滞在期間を、単純に3年を5年に延長するという案については、制度趣旨に照らして、適切な方策ではない。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。	研修生は、3年間の滞在期間では播州織りの製造準備工程を習得することしかできず、派遣元企業から要望されている織物製造工程を管理することはできない。織物製造のメインである製織技術の習得が初めて派遣元企業で期待する人材の育成につながる。そのため、研修期間も含め少なくとも5年間の期間が必要である。		1 1 2 4 0 8 0	兵庫県	28 兵庫県	法務省 厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号 管理	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1110190	東京湾岸地域における経済特区	(1)特許法第107条、第109条、第195条及び第195条の2、産業技術力強化法第17条 (2)特許法第30条	(1)特許に関する料金については、第195条において特許出願、出願審査の請求等を行う者の納付しなければならない手数料、特許法第107条において特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者の納付しなければならない特許料について規定している。 (2)特許を受ける権利を有する者が刊行物に発表等した後、6月以内に特許出願を行い、所定の手続きをすれば、その刊行物発表等により新規性、進歩性を喪失しなかったものとみなされる。	日本経済の国際競争力を強化していくため、東京湾岸地域の特定地区に集中投資を促すべくとして、法規制の緩和とともに、税の減免や融資制度の拡充など思い切ったインセンティブを講じる経済特区を設置する。	研究開発型の産業拠点や国際ビジネス拠点などの形成を図る企業に対し、インセンティブを講じることで集中投資を促すべくを構築し、国際競争力を強化する。 1 進出企業に対する優遇措置等 (1)法人税の軽減及び登録免許税・法人事業税・事業所得税・不動産取得税の免除 (2)上記特例による地方税減収分の実質的な補填措置 2 民間都市再生事業計画の積極的な認定による融資制度・税優遇措置等の拡充 3 法規制の緩和 (1)特許料・特許審査請求料の軽減 (2)特許出願猶予期間の延長	C		(1)平成16年4月、審査請求構造の改革等を通じた審査迅速化を目的として、出願から権利維持までの全体の料金水準を引き下げる料金改正を行ったところ(審査実費に近くまで審査請求料を引き上げ、出願料・特許料を引き下げた)。このような中、特定した地区の一部の産業についてのみ審査請求料及び特許料を減免することは、特許関係手数料の原則である受益者負担、また、特許特別会計の収支相償の観点からも適切ではない。			1 1 4 1 0 1 0	東京都	13 東京都	経済産業省	
1110200	環境影響評価の実施の省略又は期間の短縮	環境影響評価法 電気事業法第46条の2～第46条の22	発電用の電気工作物の設置・変更を行う場合、事業者は環境影響評価に伴う方法書、準備書、評価書の届出が義務付けられており、評価書の記載に従って環境の保全についての適正な配慮をして事業を実施しなければならない。	工業専用地域内に施設する発電所において、発電設備のリプレース(発電設備の更新や火力発電所の燃料転換等)を行う場合、電気事業法及び環境影響評価法(以下「現行法」という)によって、環境アセスメント(以下「環境アセス」という)の実施が必要である。そこで、リプレースの工事計画が、以前の環境影響評価より大幅に低減する場合であって、効率向上より大幅な省エネルギー(以下「省エネ」という)効果が得られる場合には、環境アセスの省略又は期間の短縮を図りたい。	【具体的事業の実施内容】 本事業は、重油・ガス混焼のボイラータービン発電設備を最新技術のコンバインドサイクル発電設備へリプレースするものである。 これにより、重油使用量を大幅に削減し、且つエネルギー効率が大幅に向上するため、大幅な省エネ効果が得られる。また、発電設備の小型化により、大気・水質等の環境負荷の大幅低減が出来るものである。 【提案理由】 現行法下では、発電設備のリプレースを行う場合、環境アセスを行った後、工事計画認可申請(又は工事計画届出)の手続きを経て工事着手となる。従って、工事の計画から発電設備の運用開始に至るまで数年～10年程度の期間を要する。この期間は、環境改善前の状態が継続されるばかりでなく、省エネ効果の発揮も遅れてしまう。今回提案する措置により、工事の着手に至る迄の環境アセスに関する諸手続きを簡略化し、早期に発電設備を運用開始させる事で、省エネ効果の早期発揮が実現できる。これにより、京都議定書第1約束期間内において大きな省エネ効果の発揮が図れるとともに、環境負荷を大幅に低減する事が出来る。 尚、今回の対象は、工業専用地域内に施設する発電所であって、地域全体として既に環境アセスを実施している。	C		発電設備に係る環境アセスメントについては、発電に伴う環境影響だけでなく、工事に伴う影響や周辺の動植物への影響など、総合的に環境影響を評価するものであるため、環境負荷の低減となることが明らかである場合であっても、簡略化はできない。	地域全体として既に環境アセスを実施済みの工業専用地域内という立地条件を勘案の上、ご検討いただきたい。	今回の提案は、建設予定地は、工業専用地域で、製鉄所構内における発電設備の本体のリプレースであって、ユーティリティその他は既設流用範囲が多く、工事の範囲が限定されており、周囲への環境影響及び地域住民へ及ぼす環境影響負荷が極めて少ないと考えられる。環境アセスの期間短縮により早期に発電所を運用開始させる事は、環境負荷の低減及び省エネルギー効果の発揮が早期に実現可能となり、国家プロジェクトである京都議定書削減目標達成に貢献できる。以上のことから、更なる環境アセスの期間短縮が可能となるよう、地域限定的な環境アセス条件の仕組みについて検討をお願いします。		1 1 4 6 0 1 0	住友金属工業株式会社	8 茨城県	経済産業省 環境省

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1130010	1132(1144、1146) 本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第25条第1項第4号 平成18年経済産業省告示第249号第1条第1項第3号、第2条第3項	修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目をその構造改革特別区域計画に特定事業の内容として記載しなければならない。 また、この場合においては、経済産業大臣（IPAが試験を実施する場合にはIPA）が、民間資格を取得するための試験の試験問題と併せて総合的に判断することにより免除対象科目を習得したかどうかを判定するために適切であると認められた問題により行う修了認定に係る試験を合格することによりその修了が認められる。	1 拡充提案	修了認定に係る試験において、「IPAに「民間資格の試験問題」の審査を受ける際、手続きや手数料の負担が課題となっている。この「民間資格の試験問題」に係る審査について、「出題項目のみの審査、や「初回申請時のみの問題審査」とする等、審査の内容および方法の見直しを検討されたい。	修了認定に係る試験について、特例措置による免除対象以外の科目も含め、全ての問題について審査を受ける必要があるのととも、試験実施の都度、全ての問題について、再度審査を受ける必要がある。また、「IPAより「民間資格の試験問題」も含めて審査を受ける際は、告示に定める手数料（1問3万円）を納める必要がある。 「IPAの審査において、民間資格を取得するための試験の試験問題も審査するのであれば、「出題項目のみの審査」を行えば足りるものとする。 また、民間資格において毎回出題項目等が変化する事は殆どなく、試験要項の改定等も年度単位で実施されるため、「初回申請時のみの問題審査」によってもその内容を充分検証できるものと思われる。 上記の見直しがなされることにより、審査対象となる問題数が削減されることで、手続きの効率化及び審査期間の短縮に繋がるものと考えらる。	C	修了認定に係る試験における独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査については、経済産業省告示第249号第1条第1項第3号に基づき、民間資格を取得するための試験の試験問題（以下「民間資格試験問題」と修了認定に係る試験の試験問題（以下「修了試験問題」）を併せて総合的に判断することにより免除対象科目を習得したかどうかを判定するために適切な問題であるかの審査を行っているところ。 情報処理技術者試験（以下「情処試験」）のうち、基本情報技術者試験については、合格のための第1段階に当たる午前試験について規制緩和の中で構造改革特区制度による特例及び情報処理技術者試験規則における特例により免除する受験形態を認めているが、特例を活用しない場合も含めていずれの形態を選択して受験しても同様の知識・能力の実証がなされなければならないことは自明である。 本ケースで情処試験の一部免除を行うに当たっては、実際の民間資格試験問題と修了試験問題が、情処試験との同等性を確保しているかどうかを確認することは上記の理由から受験者間の公平性を確保するためにも不可欠である。民間資格試験問題に対する出題項目のみの審査や初回申請時のみの問題審査では、実際の修了試験と情処試験との同等性の確保が確認できず、免除対象科目を修得したかどうかを判定できない。したがって、本提案に対しては対応不可能である。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	情報処理技術者試験との同等性を、民間資格試験問題と修了試験問題を併せて総合的に確認することの必要性は十分認識しているところ。従って、修了試験問題について、申請の都度、実際に使用する問題を「現物審査」することは妥当と考えられている。しかしながら、民間資格試験問題の審査について、当該特例措置が過去に民間資格を取得した者に対しても遡って適用されること、直前に実施した過去問題を「傾向審査」していることを鑑み、民間資格の仕様が年度途中で変わらない前提のもと、「年度毎に初回申請時のみ問題審査を行う」、または、「審査結果の有効期間を1年間とする」など、再度、現行規定細目の改定をご検討いただきたい。	株式会社サーティファイ 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都	経済産業省	